



第52回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

開催
場所

石川県白山市古城町305番地
白山市松任学習センター
1階 コンサートホール

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
3名選任の件
- 第2号議案 当社株式の大量取得行為への
対応方針継続の件

株主総会にご出席いただけない株主様

スマートフォン、インターネット等又は同封の議決権行使書用紙の郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2019年6月19日（水曜日）
午後5時15分まで

EIZO株式会社

証券コード 6737

見渡せば、そこに、EIZO

職場で使うパソコンの「映像」、診察室で目にする「映像」、駅のホームで安全を確認する「映像」…。私たちの生活には「映像」は欠かせないものになっています。

EIZOは「映像」に50年以上関わってきた経験や技術を活かし、「映像」が生活により役立つ様々な映像環境ソリューションを、世界17社のグループ会社一体となり、80の国と地域にお届けしています。

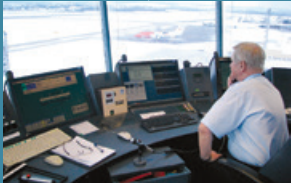
オフィス

▼一般ビジネスから、出版・デザイン・映像制作などのクリエイティブワークにも



空港

▼航空管制から、チケット発券にも



病院

▼診察室・検査室・手術室などに



駅

▼ホームの安全確認に



船舶

▼操舵室から、船内のセキュリティ管理にも



プライベート

▼Web閲覧、写真編集、ゲームなどに



学校

▼コンピュータ学習に



商業施設・レジャー施設

▼施設内のセキュリティ管理に



工場

▼機器操作、セキュリティ用途に



ご挨拶

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第52回定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

また、2018年度における事業状況ならびに今後の取組みについてご報告申し上げますので、ご高覧ください。

2019年5月

代表取締役社長 実盛 祥隆



目次

見渡せば、そこに、EIZO	1
ご挨拶	3
第52回定時株主総会招集ご通知	4
議決権行使についてのご案内	5
インターネット等による議決権行使の お手続きについて	6
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名選任の件	7
第2号議案 当社株式の大量取得行為への 対応方針継続の件	9

第52回定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況 27
2. 会社の現況 37

連結計算書類

計算書類

監査報告

<ご参考>

- EIZO NEWS 56
- 特集：ヘルスケア市場における「Imaging Chain」 57

株主の皆様へ

証券コード 6737
2019年5月30日

石川県白山市下柏野町153番地

EIZO株式会社

代表取締役社長 実盛 祥隆

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、5頁のご案内に従って2019年6月19日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月20日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2 場 所	石川県白山市古城町305番地 白山市松任学習センター1階 コンサートホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第52期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第52期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第2号議案 当社株式の大量取得行為への対応方針継続の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本総会終了後、株主の皆様への当社に対するご理解をより深めていただきたく、懇談会を開催いたしますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 本総会における決議結果につきましては、本総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.eizo.co.jp/ir/stock/invitation/>)

議決権行使についてのご案内

当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示の上、ご送付ください。

行使期限 2019年6月19日(水曜日) 午後5時15分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、6頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご高覧の上、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月19日(水曜日) 午後5時15分まで

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はスマートフォンやパソコンその他携帯端末で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

(1) スマートフォンをご利用の方(スマート行使)

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコード®を読み取り、下記(2)のパソコン向け手順にてご対応いただく必要があります。

(2) パソコンその他携帯端末をご利用の方

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※バーコード読取機能付の携帯端末を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。



2. スマートフォンやパソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するスマートフォンやパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

※パソコン又は携帯端末の機種やご加入のサービス等、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 ☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<機関投資家の皆様へ>

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**
じつ もり よし たか
実盛 祥隆

再任

生年月日
1944年4月16日
所有する当社株式の数
146,400株
取締役会出席状況
8/8回

略歴、当社における地位、担当

1994年5月 当社常務取締役
1995年6月 当社代表取締役専務
1997年6月 当社代表取締役副社長
2001年6月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

EIZOエムエス株式会社代表取締役社長
EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長
アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役
EIZO Inc. Director, Chairman
EIZO Nordic AB Board Member
EIZO AG Board of Administration Member
EIZO Europe GmbH President & CEO

取締役候補者とした理由

代表取締役社長としての豊富な経験をもとに当社グループの経営を統括し、幅広い見識と強いリーダーシップにより当社グループの強みを活かした事業戦略を実行し、企業価値向上に貢献しております。今後も業務執行と取締役としての経営の監督を的確に遂行し、当社グループの更なる発展に寄与することが期待できることから、引き続き取締役として適任であると判断しております。

候補者番号 **2**

むら い ゆう いち
村井 雄一

再任

生年月日
1956年8月25日
所有する当社株式の数
10,668株
取締役会出席状況
8/8回

略歴、当社における地位、担当

1979年3月 当社入社
2001年4月 当社人事部長
2006年4月 当社執行役員、人事部長
2007年6月 当社取締役、執行役員、人事部長
2011年10月 当社取締役、常務執行役員、総務人事担当、総務部長
2014年10月 当社取締役、常務執行役員、総務部長兼人事部長
2016年6月 当社取締役、専務執行役員、総務人事担当、人事部長（現任）

重要な兼職の状況

EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長
艺卓显像技术（苏州）有限公司董事

取締役候補者とした理由

取締役としての豊富な経験をもとに当社グループの経営を担うとともに、主に管理部門を統括し、コンプライアンスの強化・推進など経営の適正性の向上に資する取組みを実施し、企業価値向上に貢献しております。今後も業務執行と取締役としての経営の監督を的確に遂行し、当社グループの更なる発展に寄与することが期待できることから、引き続き取締役として適任であると判断しております。

候補者番号 **3**

た なべ つとむ
田邊 農

再任

生年月日
1944年12月12日
所有する当社株式の数
66,100株
取締役会出席状況
8/8回

略歴、当社における地位、担当

1997年12月 当社専務取締役
2001年6月 当社代表取締役専務
2004年6月 当社代表取締役副社長
2008年8月 当社代表取締役副社長、最高財務責任者
2016年6月 当社取締役相談役（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

取締役としての豊富な経験と経理・財務に関する幅広い知識をもとに、当社グループ全体の安定的な事業推進に資する有益な提言・助言をし、企業価値向上に貢献しております。今後も経営の監督を公正・的確に遂行し、当社グループの更なる発展に寄与することが期待できることから、引き続き取締役として適任であると判断しております。

（注）各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

当社株式の大量取得行為への対応方針継続の件

当社は、2016年6月23日開催の当社第49回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）について、株主の皆様からの承認を受け、同日より継続導入しております。現対応方針は、本総会の終結の時をもって有効期間が満了しますが、この期間中も当社は、企業価値の向上及び株主共同の利益に資する取組みとして現対応方針の更新が必要であると考え、関係法令の改正や社会・経済情勢の変化等も勘案しつつ、現対応方針の内容について検討を重ねてまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2019年5月16日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針を一部変更の上、当社株式の大量取得行為への対応方針（以下当該変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、独立社外取締役3名を含む取締役7名全員が本対応方針に賛成しております。本対応方針の内容につきましては、添付1（11頁～23頁）をご参照ください。

<現対応方針からの主要な変更点>

- ・当社取締役会が大規模買付者に対し情報提供を求める期間を、「当社取締役会が大規模買付者に対して当初必要情報リストを交付した日の翌日から起算して60日以内」に限定する。
- ・大規模買付ルールが遵守されている場合の対抗措置の発動要件を、いわゆる「東京高裁四類型」及び「強圧的二段階買付」に限定する。
- ・対抗措置を発動する場合は株主総会決議を要する。
ただし、「大規模買付ルールが遵守されていないことが明白である」場合は、株主総会への付議を不要とし、当社取締役会決議により対抗措置を発動することができる。
- ・対抗措置の内容を「新株予約権の無償割当て」に限定する。

なお、2019年3月31日現在における当社の大株主の状況は、添付2（24頁）のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けておりません。

本対応方針の継続に当たっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続の承認をお願いするものであります。

本議案が、本総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数の賛成をもって承認された場合、本対応方針は、本総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続することとなります。

【ご参考】本対応方針の概要

主要項目	内容	該当条項
大規模買付行為	議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為	Ⅲ 3.
情報提供期間	当社取締役会が大規模買付者に対して当初必要情報リストを交付した日の翌日から起算して60日以内（追加の情報提供依頼も当該期間内にて対応）	Ⅲ 3.(2)
取締役会評価期間	情報提供期間が終了した日の翌日から起算して60日以内（ただし、30日を上限として延長可）	Ⅲ 3.(3)
独立委員会の構成及び職務（本対応方針継続時点）	・独立社外取締役3名 ・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、対抗措置発動の適否等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、当社取締役会に対して勧告	Ⅲ 2.
対抗措置の内容	新株予約権の無償割当て	Ⅲ 4.(1)
対抗措置の発動要件	・いわゆる「東京高裁四類型」及び「強圧的二段階買付」 ・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合	Ⅲ 4.(2)(3)
対抗措置発動の決定機関	・株主総会へ付議の上、その決議に従い当社取締役会にて決定 ・大規模買付ルールが遵守されていないことが明白である場合には、株主総会へ付議せず当社取締役会決議にて発動することが可能	Ⅲ 4.(2)(3)
有効期間	3年間（2022年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで）	Ⅲ 4.(5)

(注) 本表は、わかりやすさの観点から本対応方針の主要項目を抜粋したものです。

本対応方針の正確な内容は、添付1本文にてご確認ください。

当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様のご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、製造業を営む当社グループの事業の運営には、企画・開発・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針を決定するに当たりこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

また、特定の者による大規模買付行為がなされた場合、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記Ⅲに記載のほか、以下の取組みを行っております。

1. 企業価値向上への取組み

当社は、1968年の設立以来、強みである映像技術を活かし、世界トップレベルの高品質かつ高信頼性の映像製品の開発から生産・販売までを行ってまいりました。また、これにより培ってきた技術、情報、ノウハウ等を更に追求・発展させ、「Visual Technology Company」として市場や顧客ニーズに応じた最適な製品及びシステムソリューションを提供しております。

このような当社事業は、ビジネス用途向け製品のほか、ヘルスケア、クリエイティブワーク、V&S (Vertical & Specific) の各市場において高い評価を得てまいりました。今後とも、これまで長年にわたり培ってきた技術力・ノウハウを活かし、各市場のニーズに適した製品の開発を進め、製品及びシステムソリューションを提供してまいりますとともに、事業領域の拡大に注力してまいります。また、開発・生産・販売等各機能において国内外のグループ会社との連携のもと、その総合力を活かしたサービス体制の充実やソリューション提供により付加価値を創出し、顧客満足を得られるように努めてまいります。

このほか、アミューズメント市場については、事業環境や競争が近年その厳しさを増しております。このような環境変化に対応するため、パートナー（顧客・仕入先）との連携を一層深めるとともに、需要に応じたフレキシブルな生産体制やソフトウェア開発における企画力の強化及び効率化を推進してまいります。

2018年度を初年度として策定した第6次中期経営計画（3カ年計画。以下「本計画」といいます。）では、将来に向けての「成長エンジンの創出」を掲げ、目下取組んでおります。これまでは当社の培った映像表示技術を核として事業を展開してまいりましたが、本計画では、映像(image)にまつわるプロセスである「撮影」「記録」「配信」「表示」を包括した技術革新「Imaging Chain Innovation」を成長エンジンとし、トータルソリューションの提供により、事業領域の更なる拡大及び新市場の創出を目指してまいります。

また、当社グループの更なる事業の拡大や競争力の強化、当社の技術と強いシナジーを発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aも実施いたします。

以上の取組みは、当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記Iで述べた基本方針に沿うものであると考えます。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、迅速かつ機動的な意思決定を図るとともに、取締役会の監査・監督機能を強化し経営の透明性を高めるべく、2016年6月に監査等委員会設置会社へと移行いたしました。当社取締役会は、監査等委員でない取締役3名及び監査等委員である取締役4名で構成され、後者のうち3名は社外取締役であり、当社はこの3名の社外取締役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届出ております。このように当社取締役会は、独立社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占める構成とし、監査・監督機能の客観性及び実効性を確保しております。

今後とも、社会情勢や当社事業環境の変化をとらえ、最適なガバナンス体制を構築できるよう、継続的に改善してまいります。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記Iで述べた基本方針に基づき大規模買付ルールを設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることをもって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとし、これらをとりとめて当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）として以下のとおり定めます。

1. 本対応方針の目的

当社は、上記IIに記載の取組みを行っており、当社株式の適正な価値を株主・投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされた場合に、株主の皆様において大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを短期間の内に適切に判断いただくことは容易ではありません。このような場面においては、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、上記Ⅱで述べたような事業を遂行している当社グループの経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる企業価値ひいては株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、ステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、本対応方針は、大規模買付行為がなされたときに、当社株主の皆様が大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要かつ十分な情報が大規模買付者から事前に提供されることを確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案の提示の機会を確保することとしております。このような仕組みにより、当社株主の皆様が、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案を検討の上、最終的な応否を適切に決定することを可能にし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としております。

現在の国内の株式市場や法制度のもとでは、株式の取得により企業経営の支配権が獲得できることから、依然として濫用的な企業買収の発生を否定することができません。このような企業価値を損なうおそれのある不適切な買収行為を防ぐことは経営者に課せられた責務であると認識しております。また、当社が企業価値向上への取組みに全経営資源を集中させるための環境確保の観点からも、本対応方針が必要と考えております。

2. 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否か等の判断に当たり、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします（概要については、別紙1をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、当社取締役会が、社外取締役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等を対象として選任するものとします。なお、2019年5月16日開催の取締役会において、別紙2記載の3名を委員に選任することを決議いたしました。当該決議に基づく選任は、本対応方針の継続について本総会において株主の皆様からのご賛同をいただけることを条件としております。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否か等を決定するときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得たり、当社の取締役、社員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて当社取締役会に対し勧告を行います。

3. 本対応方針の内容

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下の大規模買付ルールに従っていただくこととします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会が当該買付提案に同意又は対抗措置の不発動を決議した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を日本語でご提出いただきます。

(2) 情報の提供

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリスト（以下「当初必要情報リスト」といいます。）を当該大規模買付者に交付し、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。なお、最初に受領した情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

当社取締役会からの依頼に対し大規模買付者が回答すべき期間（以下「情報提供期間」といいます。）は、当社取締役会による恣意的な運用を排除する観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して当初必要情報リストを交付した日の翌日から起算して60日を上限とします。仮にその時点までに提供された情報が不完全な場合であっても、情報提供期間の満了をもって大規模買付者とのやりとりを打ち切り、後述の「取締役会評価期間」を開始するものとします。

なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は次のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付け等の対価の価額、買付け等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 当社及び当社グループの顧客・取引先・社員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会は速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、その満了日又は当社取締役会が本必要情報の提供完了について開示を行った日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日から起算して60日以内の必要な期間を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。具体的な期間の設定は、買付けの目的、対価の種類、買付方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて30日間を上限として延長できるものとします。大規模買付行為は、取締役会評価期間を経て当社取締役会が当該買付提案に同意又は対抗措置の不発動を決議した後に開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

をいいます。
各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 対抗措置の具体的内容

本対応方針における対抗措置は、新株予約権の無償割当てとします。その概要は別紙3に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次に掲げる行為が意図されており、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合については、当社取締役会は、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を開示の上、法令等の定めに基づき速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動の可否について付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認可決された場合は、対抗措置を発動する旨の決議を行い、否決された場合には対抗措置を発動しない旨の決議を行います。

- ① 株式を買占め、その株式について当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高価で株式を売り抜ける行為

- ⑤ 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行う行為

当該大規模買付行為が当社の企業価値及び当社株主全体の利益を著しく損なうか否か等の検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び当社株主全体の利益に与える影響を踏まえた上で例外的に対抗措置をとることの適否について独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。

(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。大規模買付ルールが遵守されたか否か並びに対抗措置を発動すべきか否か等の検討及び判断について、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該買付提案及び当該買付提案に対する意見、代替案等を開示の上、株主総会へ付議し、その決議に従い取締役会決議を行うこととします。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かの検討において、大規模買付ルールが遵守されていないことが明白であることを確認した場合には、株主総会へ付議することなく、当社取締役会決議をもって対抗措置を発動することがあります。この「大規模買付ルールが遵守されていないことが明白である」場合とは、以下のような場合をいいます。

- ① 大規模買付者が、上記Ⅲ 3. (1) の定めを反し、当社に意向表明書を提供することなく大規模買付行為に着手し又はこれを継続した場合
- ② 大規模買付者が、上記Ⅲ 3. (2) に記載の本必要情報を提供しない場合
（当初必要情報リストや当社による追加的な要請に対する情報提供において、上記Ⅲ 3. (2) の①～⑤に関する内容を一切提供しない等、実質的に本必要情報を提供していない場合と同視できる場合を含みますが、大規模買付者が本必要情報を提供できない合理的な理由がある場合を除きます。なお、少なくとも、当社取締役会が提供を求めた情報の一部が提出されなかったことのみを理由として本必要情報を提供しない場合に該当するとはみなさないものとします。）
- ③ 当社取締役会が当該買付提案に同意又は対抗措置の不発動を決議していないにもかかわらず、大規模買付者が、当社取締役会による大規模買付行為の停止要求に応じない場合

このような当社取締役会決議による対抗措置の発動を行う場合、当社取締役会は速やかにその旨を開示いたします。

(4) 対抗措置発動の停止等

上記Ⅲ 4. (2) に記載の例外的措置又は上記Ⅲ 4. (3) に基づき対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や対抗措置を発動するか否か等の判断の前提になった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会は独立委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置の中止又は発動の停止を行うことがあります。なお、対抗措置の中止又は発動の停止は、対抗措置の発動により割当てられた新株予約権の行使期間開始日の前日までに限り行います。

このような対抗措置の中止又は発動の停止を行う場合、当社取締役会は速やかにその旨をお知らせいたします。

(5) 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様の承認を停止条件として、同承認があった日から発効することとし、有効期限は本総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中に、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。これらの場合には、その廃止の事実又は変更内容を速やかに開示いたします。

なお、本対応方針の有効期間中において、法令や金融商品取引所規則等の新設又は改廃に伴い、当該新設又は改廃を本対応方針に反映させる必要が生じた場合は、その趣旨を考慮の上、本対応方針における条項や用語の意義等を適宜合理的な範囲で読替え又は当社取締役会決議により改定できるものとします。かかる場合には、その改定内容を速やかに開示いたします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの発効・継続時においては、対抗措置が発動されない限り新株予約権の無償割当てがなされることはありませんので、株主・投資家の皆様の法的権利又は経済的側面において直接的かつ具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置（新株予約権の無償割当て）発動時に株主・投資家に与える影響等

上記Ⅲ 4. (2) に記載の例外的措置又は上記Ⅲ 4. (3) に基づき対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施した場合において、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の対象となる大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置である新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きは、次のとおりです。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社が当社株式の交付と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付した新株予約権が発行された場合、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定したときには、行使に際して払込むべき金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様が株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後であっても、上記Ⅲ 4. (4) に記載の手続きに従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日までの間においては新株予約権の割当てを中止し、新株予約権の割当て後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに当該新株予約権を無償取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

Ⅳ. 本対応方針の合理性

本対応方針は以下の点を考慮の上、設計され、上記Ⅰに記載の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則に準拠し、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものとなっております。

(2) 株主意思の尊重

上記Ⅲ 4. に記載のとおり、本対応方針における対抗措置の発動は、以下(3)に記載の場合を除き、株主総会の決議に従い行われます。

また、本対応方針は本総会にご出席される株主の皆様のご承認を条件に継続されることになっており、その有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。

さらに、本対応方針の有効期間中であっても、Ⅲ 4. (5) に記載のとおり、当社株主総会決議に基づく本対応方針の変更又は廃止が可能となっているほか、当社取締役会決議による廃止が可能であることから、毎年の株主総会における監査等委員でない取締役（任期1年）の選任を通じて、株主の皆様のご意向が反映されます。

以上のように、対抗措置の発動及び本対応方針の継続について、株主の皆様が意思が反映される仕組みとなっております。

(3) 当社取締役会の裁量による対抗措置発動の制限

当社取締役会が株主総会へ付議することなく対抗措置を発動できる場合は、上記Ⅲ 4. (3) に記載の「大規模買付ルールが遵守されていないことが明白である」場合に限定されております。この場合であっても、大規模買付ルールが遵守されたか否か並びに対抗措置を発動すべきか否か等の検討及び判断について、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の尊重

本対応方針の運用に際し、上記Ⅲ 2. に記載のとおり、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等により構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主価値を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か等の判断にあたり、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重する仕組みとなっており、本対応方針の運用の客観性及び合理性が担保されております。

なお、独立委員会は、当社の費用にて、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとなっており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期については、監査等委員でない取締役は1年、監査等委員である取締役は2年と、法定どおりの任期となっており、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、以下の各号に該当する者の中から当社取締役会の決議により選任する。
 - (1) 社外取締役
 - (2) 弁護士
 - (3) 公認会計士
 - (4) 学識経験者
 - (5) 投資銀行業務に精通する者
 - (6) 実績ある会社経営者
3. 独立委員会の委員の任期は、買収防衛策の有効期限までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、原則として以下の各号について審議・決議し、その決議の内容につき理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員はかかる決定にあたっては、当社の企業価値及び株主全体の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
 - (2) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主全体の価値を著しく損なうか否か
 - (3) 対抗措置を発動すべきか否か
 - (4) 発動した対抗措置の中止・停止の是非
 - (5) その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 独立委員会は、前項の決議を行うに際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。
6. 独立委員会は、代表取締役社長（代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。）及び各委員がこれを招集する。
7. 独立委員会の決議は、原則として特別利害関係者を除く全委員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

鈴木 正晃（すずき まさあき）（1947年5月21日生まれ）	
1971年4月	株式会社日本勧業銀行（1971年10月 株式会社第一勧業銀行、現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行
	株式会社第一勧業銀行取締役、営業七部長
1999年6月	同行常務執行役員
2001年5月	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
2002年4月	株式会社みずほ銀行常務執行役員
2003年3月	株式会社みずほ銀行常務執行役員
2004年11月	日本土地建物株式会社専務執行役員
2005年6月	北越製紙株式会社常務取締役
2009年6月	北越パッケージ株式会社代表取締役社長
2011年6月	日本土地建物株式会社顧問
2012年6月	当社社外取締役
2016年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
井上 純（いのうえ あつし）（1948年10月7日生まれ）	
1973年4月	株式会社村田製作所入社
2001年7月	同社執行役員
2003年6月	同社取締役、執行役員
2005年6月	同社取締役、常務執行役員
2010年6月	同社取締役、上席常務執行役員
2011年6月	同社上席常務執行役員、デバイス事業本部本部長
2012年6月	同社常任顧問
2012年6月	当社社外監査役
2016年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
滝野 弘二（たきの ひろじ）（1958年6月20日生まれ）	
1981年4月	株式会社北陸銀行入行
2013年6月	同行執行役員、石川地区事業部副本部長兼金沢支店長
2016年6月	同行常務執行役員、福井地区事業部本部長兼名阪地区事業部本部長
2018年4月	同行常務執行役員
2018年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年6月	株式会社ホクタテ代表取締役社長（現任）

- (注) 1. 上記の3氏は、当社社外取締役（監査等委員）であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 各氏と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権の割当ての方法
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
1回の割当てにおける新株予約権の総数は、当社取締役会が定める基準日終了時点での発行済株式総数(当社の所有する当社普通株式の数を控除する。)と同数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件、取得条項
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者(ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)も、新株予約権を行使することができない(これらの行使条件を以下「本行使条件」という。)。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
取得条項については、本行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。また、本行使条件により新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の割当て効力発生日、行使期間
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日及び新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

当社の大株主の状況

2019年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,786千株	13.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,369	6.42
株式会社北陸銀行	836	3.93
株式会社北國銀行	794	3.73
村田 ヒロシ	670	3.15
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲10号)	655	3.07
株式会社ヒロアキコーポレーション	567	2.66
株式会社ハツキコーポレーション	567	2.66
EIZO社員持株会	418	1.96
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	417	1.96

(注) 持株比率は自己株式(1,410,709株)を控除して計算しております。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

売上高	72,944百万円 (前期比13.2%減)	営業利益	5,370百万円 (前期比37.2%減)
経常利益	5,710百万円 (前期比39.9%減)	親会社株主に帰属する 当期純利益	4,308百万円 (前期比39.6%減)

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、欧州では輸出の低迷が要因となり景気は減速しつつも、個人消費を中心に底堅さを維持しました。米国では良好な雇用環境を背景に個人消費は増加し、景気は堅調に推移しました。日本経済は、設備投資の拡大や雇用・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方で、通商問題や英国のEU離脱をめぐる動向などの世界経済への影響が徐々に顕在化しており、日本経済への影響も懸念されております。

当社グループは、映像技術を核として顧客のニーズに応じた最適な映像環境ソリューションを提供する「Visual Technology Company」として、世界トップレベルの高品質かつ信頼性の高い映像製品の提供、システムソリューションの提案を行っております。

2018年度を初年度とする第6次中期経営計画では、従前展開してきたビジネスモデルを発展させ、「撮影」「記録」「配信」「表示」を包括したトータルソリューションでヘルスケア、クリエイティブワーク、V&S (Vertical & Specific) の事業領域を更に拡大し、新市場を創出することを打ち出しております。

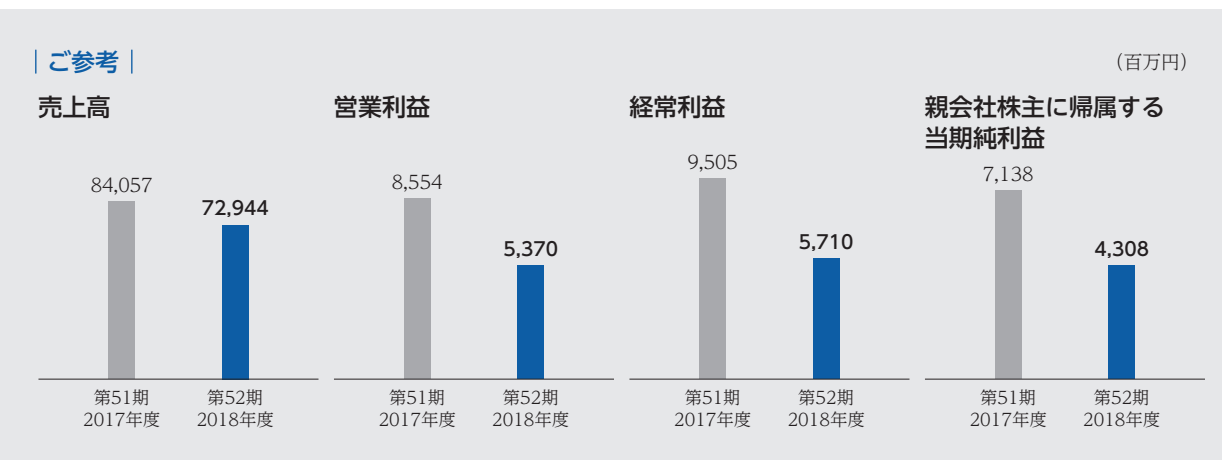
本計画遂行のための取組みの一つとして、当社はM&Aを通じて2018年3月にグループに加えたカーナシステム(株)との間で、開発・営業・生産等におけるシナジー効果を実現させることで、事業の展開を加速しております。これにより、低侵襲治療の拡大にともなって進化を続ける手術室向けに一貫した映像環境の提供が可能となりました。

また、ヘルスケア市場向け、航空管制 (Air Traffic Control : ATC) 向け及び産業用途向けの製品を開発・製造するドイツ子会社2社では、賃借物件である現在の開発・製造拠点から新たに取得した開発・工場棟に移転することで、これらの事業を一層拡大してまいります。

当連結会計年度における全体の売上高は、72,944百万円 (前期比13.2%減) となりました。

売上総利益は、アミューズメント市場向けの減収により2,330百万円減少しました。売上高総利益率は、ヘルスケア、クリエイティブワーク及びV&S市場向けで付加価値の高い商品の比率が高くなったことにより、32.6%と前期比で1.5ポイント上昇しました。販売費及び一般管理費は、内視鏡用モニター等に係る先行的な研究開発については一巡しましたが、カーナシステム(株)に係る費用及びのれん償却等の要因により853百万円増加しました。

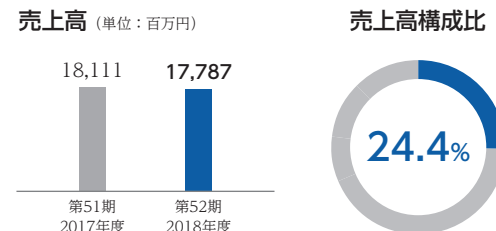
以上の結果、営業利益は5,370百万円 (前期比37.2%減)、経常利益は5,710百万円 (同39.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,308百万円 (同39.6%減) となりました。



市場別売上高

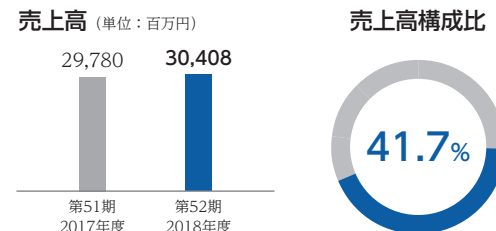
B&P (Business & Plus) | **17,787**百万円 (前期比 **1.8%** 減 )

海外においては、最重要市場であるドイツを中心に堅調に推移しました。国内においては、当第4四半期において販売が伸張、特に27型及び32型の大型モニターの販売が伸びました。



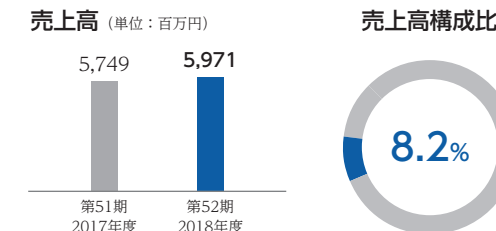
ヘルスケア | **30,408**百万円 (前期比 **2.1%** 増 )

海外においては、戦略市場である北米や東南アジア地域等で診断用途の販売が好調に推移しました。また、手術室向け販売が欧州地域で伸張したことにより、海外全体では前期を上回る売上高となりました。国内においては、ヘルスケア事業の再編成にあたり、医療機関向けシステムインテグレーション事業における収益性の低い他社商品のディストリビューション販売を中止したこと等により、当第3四半期までは前年同期を下回る状況で推移しました。当第4四半期は、前期末にM&Aを通じてグループに加えたカーリーナシステム(株)の販売を含む国内の販売が好調に推移し、通期としては前期並みの売上高となりました。



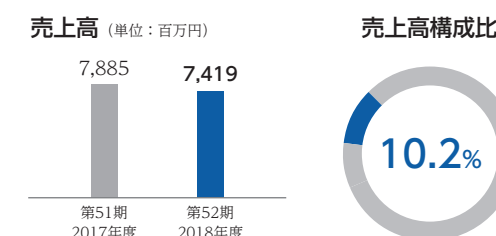
クリエイティブワーク | **5,971**百万円 (前期比 **3.9%** 増 )

海外においては、欧州及び北米で販売が好調であったことにより前期を上回る売上高となりました。特に北米では4Kモニターの販売が好調に推移しました。国内においては、4K・HDR対応モニターの販売が好調に推移したことで売上高が増加しました。これに加え、2018年11月に製品ラインナップに追加した27型のHDR対応モニターも売上に寄与しました。



V&S (Vertical & Specific) | **7,419**百万円 (前期比 **5.9%** 減 )

海外においては、ATC向け及び監視向けの販売が好調に推移しました。特にATCでは、北米での販売が好調であったことに加え、欧州及び中国での販売が伸びました。国内においては、船舶向け等の販売は堅調に推移したものの、前期に金融システム向けモニターの大型案件があったことにより、V&S全体では前期を下回る結果となりました。



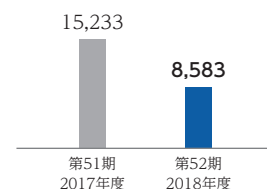
アミューズメント

8,583百万円

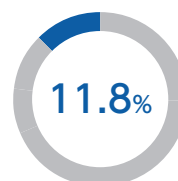
(前期比 43.7%減)

遊技人口の減少や規則改正等により、アミューズメントの市場環境は厳しい状況が続いております。当初予定していた機種が発売が後ろ倒しになったこと、及び旧規則機の設置期限が残っているため想定以上に新規則機の導入が進まなかったことから、売上高は前期を大きく下回りました。

売上高 (単位：百万円)



売上高構成比



② 設備投資の状況

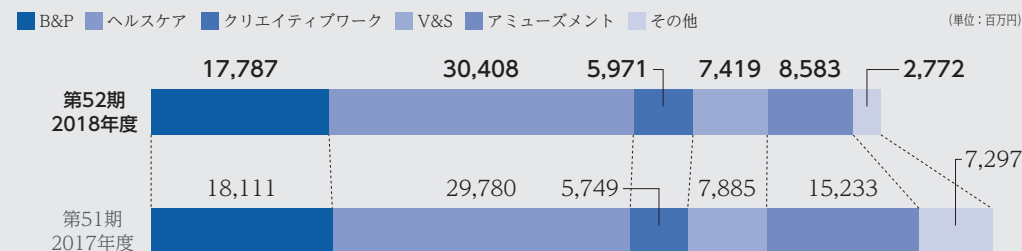
当連結会計年度においては、主に研究開発体制及び生産体制の充実・強化を目的とし、総額4,125百万円の設備投資を行いました。

内訳としては、ドイツのヘルスケア市場向け製品を開発・製造する子会社において、建設中の新工場及び開発・管理棟に1,212百万円、同じくドイツのV&S市場向け製品を開発・製造する子会社において、新工場及び用地取得に790百万円を投資しました。このほか、生産能力増強のための設備等に672百万円を投資しました。また、金型やその他生産設備等に535百万円、開発期間の短縮や効率的な研究開発を目的とした設備等に204百万円、生産性向上のための社内システム等に712百万円を投資しました。

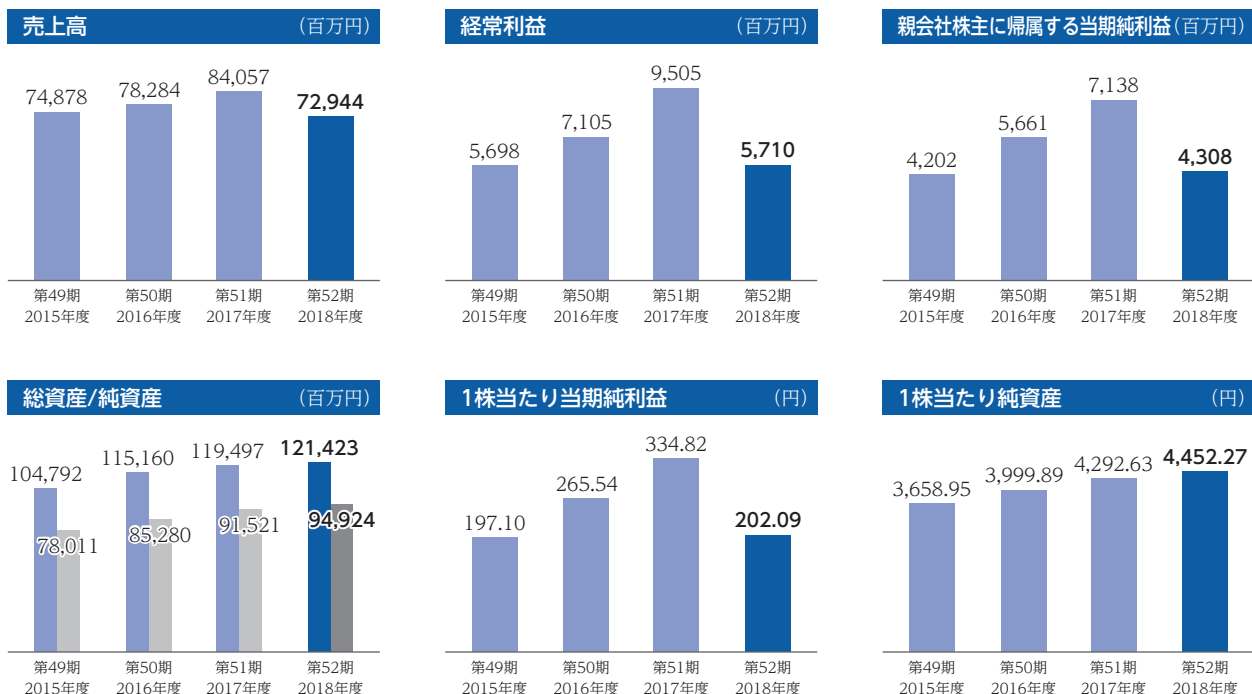
③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

ご参考 | 市場別売上高前期比較



(2) 財産及び損益の状況の推移



区分		第49期 2015年度	第50期 2016年度	第51期 2017年度	第52期 2018年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	74,878	78,284	84,057	72,944
経常利益	(百万円)	5,698	7,105	9,505	5,710
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,202	5,661	7,138	4,308
1株当たり当期純利益	(円)	197円10銭	265円54銭	334円82銭	202円09銭
総資産	(百万円)	104,792	115,160	119,497	121,423
純資産	(百万円)	78,011	85,280	91,521	94,924
1株当たり純資産	(円)	3,658円95銭	3,999円89銭	4,292円63銭	4,452円27銭

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。
 2. 当連結会計年度において企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額で表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
EIZOエムエス(株)	85	100.0	映像機器、アミューズメント用モニター等の組立、電子回路基板等の製造
アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)	30	100.0	アミューズメントソフトウェアの開発・販売
EIZO Inc.	10,000千US\$	100.0	映像機器及びその関連製品等の販売
EIZO GmbH	500千EUR	100.0	映像機器及びその関連製品等の開発・製造・販売
EIZO Europe GmbH	25千EUR	100.0	映像機器及びその関連製品等の販売
艺卓显像技术(苏州)有限公司	9,000千US\$	100.0	映像機器及びその関連製品等の開発・製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社は映像技術を核とした世界トップレベルの高品質かつ信頼性の高い製品を基に、市場や顧客に応じた最適な製品及びシステムソリューションを提案する、「Visual Technology Company」としての展開を進めております。

① 将来に向けての成長エンジンの創出

・第6次中期経営計画では、将来に向けての成長エンジンの創出に取り組んでおります。「撮影」「記録」「配信」「表示」を包括したトータルソリューションにより、重点市場であるヘルスケア、クリエイティブワーク及びV&Sにおいてその事業領域を一層拡大するとともに、新たな市場を創出いたします。

② 製品開発力・ソリューション提案力の強化

・当社の培った映像技術を核に、最新・最適のデバイスを用いた高品位・高品質の映像機器を開発し、圧倒的な差別化を図るよう努めてまいります。国内外のグループ会社が持つ技術基盤、顧客基盤等のリソースのシナジーを最大限に発揮し、ハードウェアとソフトウェアの両面にて開発力を高め、顧客課題の解決、映像環境ソリューションの新しい価値の提案を推進してまいります。

③ 企業体質の強化

・開発・生産・品質評価を含む全業務プロセスにおいて、「Work Style Innovation」をキーワードに、AI等を活用した業務プロセス改革を推進しております。この取組みにより、生産性を向上させることで、社員の充実感と会社の健全な成長を両立してまいります。
 ・当社は、当社のビジネスモデルに取込むことで強いシナジー効果が見込まれるM&Aを実施してまいりました。今後も事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強いシナジー効果を発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aを検討いたします。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

主に映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要拠点

区分	所在地
本社	石川県白山市
工場	石川県白山市
営業所	札幌市、仙台市、東京都品川区、名古屋市、石川県白山市、大阪市、広島市、高松市、福岡市

② 主要な子会社

区分	名称	所在地
国内	EIZOエムエス㈱	石川県羽咋市、石川県七尾市
	アイレムソフトウェアエンジニアリング㈱	東京都千代田区、名古屋市、石川県白山市
海外	EIZO Inc.	Cypress, CA, U.S.A.
	EIZO GmbH	Karlsruhe, Germany
	EIZO Europe GmbH	Mönchengladbach, Germany
	艺卓显像技术(苏州)有限公司	中国江蘇省蘇州市

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,053 [349] 名	69 [8] 名

(注) 使用人数は就業員数であり、[] 内に当連結会計年度における臨時使用人(契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員)数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
905 [156] 名	46 [△10] 名	38.69歳	14.16年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、[] 内に当事業年度における臨時使用人(契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員)数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

当社の資金調達において重要な借入先がないため、記載を省略しております。

2 会社の現況

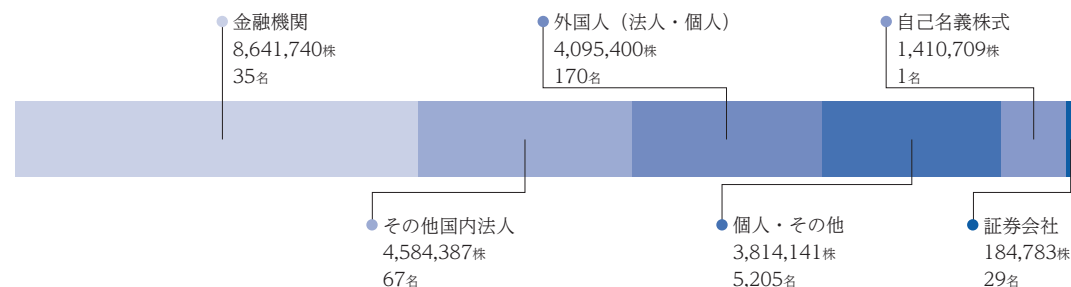
(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,731,160株 (うち自己株式1,410,709株)
- ③ 株主数 5,507名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,786	13.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,369	6.42
株式会社北陸銀行	836	3.93
株式会社北國銀行	794	3.73
村田 ヒロシ	670	3.15
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲10号)	655	3.07
株式会社ヒロアキコーポレーション	567	2.66
株式会社ハツキコーポレーション	567	2.66
EIZO社員持株会	418	1.96
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	417	1.96

(注) 1. 当社は、自己株式を1,410,709株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第3位を四捨五入しております。

ご参考 | 所有者別株式数分布状況



(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	実盛 祥隆	EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Präsident EIZO Europe GmbH President & CEO
取締役	村井 雄一	専務執行役員 総務人事担当 人事部長 EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長 芝卓画像技術 (苏州) 有限公司董事
取締役	田邊 農	相談役
取締役 (監査等委員)	鈴木 正晃	
取締役 (常勤監査等委員)	出南 一彦	
取締役 (監査等委員)	井上 純	
取締役 (監査等委員)	滝野 弘二	株式会社ホクタテ代表取締役社長

(注) 1. 取締役 (監査等委員) 鈴木正晃、井上 純及び滝野弘二の3氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 2. 取締役 (監査等委員) 鈴木正晃氏は、金融機関における長年の経験に加え事業法人の経営者として培った幅広い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 取締役 (監査等委員) 出南一彦氏は、当社経理部長として長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 (監査等委員) 滝野弘二氏は、金融機関における長年の経験及び事業法人の経営者としての見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役 (監査等委員) 出南一彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者による重要な社内会議への出席や内部監査部門等との十分な連携により情報収集の充実を図り、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

② 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （-名）	140百万円 （-百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （4名）	33百万円 （17百万円）
合計 （うち社外取締役）	8名 （4名）	173百万円 （17百万円）

- (注) 1. 上記には、2018年6月21日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額につきましては、2016年6月23日開催の第49回定時株主総会において、確定額金銭報酬と業績連動報酬の二つの報酬枠を合わせて、年額350百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、業績連動報酬につきましては、業務執行取締役を対象とし、連結営業利益に連動させた支給（事業年度ごとの連結営業利益の2%以内（上限は200百万円））としております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬等の額につきましては、2016年6月23日開催の第49回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、当事業年度に業績連動報酬として費用処理した以下のものも含まれております。
取締役2名 57百万円（うち社外取締役 1名 -百万円）

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役滝野弘二氏は、株式会社ホクタテの代表取締役社長であります。株式会社ホクタテと当社との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- a. 取締役（監査等委員） 鈴木正晃
当事業年度開催の取締役会8回のすべて及び監査等委員会8回のすべてに出席し、会社経営に関する豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識に基づいた発言を行っております。
- b. 取締役（監査等委員） 井上 純
当事業年度開催の取締役会8回のすべて及び監査等委員会8回のすべてに出席し、会社経営に関する経験及び知見に基づく発言を行っております。
- c. 取締役（監査等委員） 滝野弘二
2018年6月21日就任以降、当事業年度開催の取締役会5回のすべて及び監査等委員会5回のすべてに出席し、金融機関における豊富な経験と会社経営に関する幅広い見識に基づく発言を行っております。

※上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額及び英文財務諸表の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な海外子会社であるEIZO GmbH、EIZO Europe GmbH及び芝卓显像技术（苏州）有限公司の3社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの提携会計事務所の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、当社グループ全役員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、以下の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

- イ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループの取締役及び使用人へ教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を実施する。
- ハ. 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
- ロ. 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- ニ. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。

- イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク対策を決定する。
- ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネジメントに関する各種規程の運用によるカテゴリごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。
- ハ. 事業継続活動に関しては、リスク発生の際には迅速かつ的確に対応するべく、事業継続計画（BCP）を策定する。

④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。

- イ. 定例取締役会：年度ごとに取り決める開催日程表に基づき開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。
- ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。
- ハ. 経営会議：常勤取締役及び執行役員を主な構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議及び協議を効率的に行う。
- ニ. グループ会社の業務執行状況については定例取締役会にて定期的な報告を受け、また、重要事項については取締役会及び経営会議において審議する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理する。グループ会社の業務遂行に関しては、「グループ会社管理規程」及び「Approval & Report Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、グループ会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部門がこれを補助する。内部監査部門は当該補助業務につき監査等委員会の指示に従う。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとし、また、その人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款に違反する重大な事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からの内部通報を受けた場合には監査等委員会に報告する。

なお、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に随時説明を求めることができる。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人及び内部監査部門と会合を行い、緊密な連携を図る。

監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関しては、それを支弁するため必要な措置をとる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「EIZOグループ行動指針」を定め、すべての役職員に周知徹底し、また、コンプライアンス意識の醸成のための教育活動を継続的に実施しています。
- ・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ会社におけるコンプライアンス活動の実施状況の確認を行っています。
- ・内部通報制度の運用を通じて、不正の未然防止、早期発見及び対策の実施等に努めています。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ・取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関連法令及び社内規程に従って適切に保存・管理しています。

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理活動として、「リスクマネジメント基本規程」に基づき当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを把握、分析し必要な対策を検討の上、経営会議にて審議、決定しています。
- ・災害や不測の事故発生時においても、事業活動への影響を最小限に抑え、事業継続できるよう、事業継続計画（BCP）を策定しています。

④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度により経営の監督と業務の執行を分離し、迅速な意思決定及び業務執行に努めています。
- ・常勤取締役及び執行役員にて構成される経営会議において重要な経営課題について審議及び協議し、効率的な経営に努めています。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「グループ会社管理規程」、「Approval & Report Policy」に基づき、各グループ会社から当社へ経営状況、財務状況その他重要事項について報告されており、業務の適正な運用につき確認し、必要な承認を行っています。
- ・当社グループ会社に対する内部監査を年度監査計画に基づき実施しています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・内部監査部門は監査等委員会の職務が効率的に遂行されるよう、その職務を補助しています。なお、当該補助従業者の人事に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ています。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・監査等委員は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から必要な報告を受けています。また重要会議の議事録、稟議書等の重要書類を閲覧し、随時当社グループの取締役及び使用人に説明を求める等、業務執行の状況を確認しています。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分につきましては、今後の事業拡大のための設備や研究開発投資に必要な資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案の上、配当や自己株式取得等により株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、収益基盤の強化に努め、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うこととしており、株主への還元率（総還元性向）は、連結当期純利益の40%～50%を目標水準としております。

当期の期末配当金は、業績の状況を総合的に勘案した結果、1株につき50円（前事業年度は1株につき45円）とさせていただきます。この結果、既に2018年11月30日に実施済の中間配当金50円と合わせて、年間配当金は、1株につき100円（前事業年度実績の年間配当金は1株につき90円）とさせていただきます。

2020年3月期の配当金は、上記の基本方針に基づき、年間配当金として110円を予定しております。

内部留保資金につきましては、変化の激しい経済環境、技術革新に対応すべく、第6次中期経営計画における施策の実施、M&A等を含めたビジネスモデルの強化や将来の成長に向けた投資に活用していきたいと考えております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

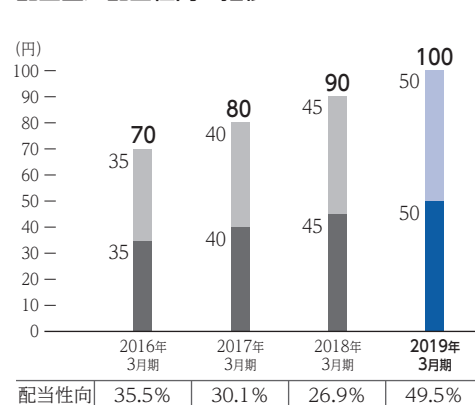
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、製造業を営む当社グループの事業の運営には、企画・開発・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針を決定するに当たりこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

また、特定の者による大規模買付行為がなされた場合、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。

配当金／配当性向の推移



そこで、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

このため、当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」を定めています。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<https://www.eizo.co.jp/ir/news/2016/DC16-004.pdf>) に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

(注) 本対応方針は本総会の終結をもって有効期間が満了することから、2019年5月16日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応方針を一部変更した上で、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本招集ご通知に係る株主総会参考書類第2号議案（9頁～25頁）、又は当社ウェブサイト (<https://www.eizo.co.jp/ir/news/2019/DC19-005.pdf>) をご覧ください。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	64,167	流動負債	15,673
現金及び預金	8,399	買掛金	6,695
受取手形及び売掛金	17,246	短期借入金	1,868
有価証券	8,816	未払法人税等	564
商品及び製品	12,237	賞与引当金	1,397
仕掛品	4,576	製品保証引当金	1,632
原材料及び貯蔵品	11,563	その他	3,513
その他	1,404	固定負債	10,826
貸倒引当金	△77	長期借入金	1,245
固定資産	57,256	繰延税金負債	5,593
有形固定資産	14,321	役員退職慰労引当金	101
建物及び構築物	6,411	リサイクル費用引当金	728
機械装置及び運搬具	1,481	退職給付に係る負債	2,727
土地	3,573	その他	430
建設仮勘定	1,793	負債合計	26,499
その他	1,060	純資産の部	
無形固定資産	3,219	株主資本	76,639
のれん	2,317	資本金	4,425
その他	902	資本剰余金	4,313
投資その他の資産	39,715	利益剰余金	70,563
投資有価証券	38,677	自己株式	△2,663
繰延税金資産	511	その他の包括利益累計額	18,284
その他	526	その他有価証券評価差額金	18,471
資産合計	121,423	為替換算調整勘定	△510
		退職給付に係る調整累計額	323
		純資産合計	94,924
		負債純資産合計	121,423

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		72,944
売上原価		49,188
売上総利益		23,755
販売費及び一般管理費		18,385
営業利益		5,370
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	625	
その他	237	876
営業外費用		
支払利息	2	
売上割引	32	
為替差損	481	
その他	18	535
経常利益		5,710
税金等調整前当期純利益		5,710
法人税、住民税及び事業税	1,247	
法人税等調整額	154	1,401
当期純利益		4,308
親会社株主に帰属する当期純利益		4,308

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	46,188
現金及び預金	3,405
受取手形	2,082
売掛金	13,496
有価証券	8,816
商品及び製品	3,150
仕掛品	984
原材料及び貯蔵品	8,786
前払費用	250
その他	5,245
貸倒引当金	△29
固定資産	60,690
有形固定資産	8,603
建物	5,205
構築物	116
機械及び装置	523
車両運搬具	11
工具、器具及び備品	602
土地	1,980
建設仮勘定	162
無形固定資産	334
のれん	44
特許権	3
意匠権	17
ソフトウェア	244
その他	24
投資その他の資産	51,753
投資有価証券	38,601
関係会社株式	5,314
関係会社出資金	6,058
長期貸付金	1,282
その他	496
資産合計	106,878

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,623
買掛金	5,776
短期借入金	1,868
未払金	2,583
未払費用	354
未払法人税等	407
前受金	502
預り金	277
賞与引当金	901
製品保証引当金	951
その他	0
固定負債	8,644
繰延税金負債	5,683
退職給付引当金	1,835
役員退職慰労引当金	101
リサイクル費用引当金	728
その他	295
負債合計	22,268
純資産の部	
株主資本	66,191
資本金	4,425
資本剰余金	4,313
資本準備金	4,313
その他資本剰余金	0
利益剰余金	60,114
利益準備金	228
その他利益剰余金	59,886
別途積立金	51,500
繰越利益剰余金	8,386
自己株式	△2,663
評価・換算差額等	18,419
その他有価証券評価差額金	18,419
純資産合計	84,610
負債純資産合計	106,878

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		52,132
売上原価		39,870
売上総利益		12,262
販売費及び一般管理費		9,357
営業利益		2,904
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	645	
賃貸料	104	
その他	167	918
営業外費用		
支払利息	15	
売上割引	32	
為替差損	454	
その他	28	530
経常利益		3,292
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	515	515
税引前当期純利益		3,807
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	220	751
当期純利益		3,056

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、EIZO株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EIZO株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

EIZO株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長 鈴木正晃 ㊟
(社外取締役)
常勤監査等委員 出南一彦 ㊟
(取締役)
監査等委員 井上純 ㊟
(社外取締役)
監査等委員 滝野弘二 ㊟
(社外取締役)

以上

特集 ヘルスケア市場における「Imaging Chain」

映像技術が「撮影」から「記録」「配信」「表示」まで繋がる「Imaging Chain」。これにより包括的なソリューションを生み出すのが、EIZOの新たな成長エンジン「Imaging Chain Innovation」です。「Imaging Chain」を活かした例として、ヘルスケア市場の手術室向けソリューションをご紹介します。

手術室を中心としたImaging Chainの例

この手術室には、手術中の医師の手元を撮影する「術野カメラ」や手術室の様子を撮影する「術場カメラ」が設置されています。ここで撮影された映像は、「記録・配信システム」にて記録されたり、「信号配信マネージャー」にて適切な信号に変換し、配信され、手術モニターや医療スタッフ待機室など

の離れた場所にあるモニターに表示されます。また病院内ではその他にも、検査結果などの患者情報が院内の画像共有システムを経由し手術室の「情報集約操作システム」上に配信・表示されたり、集中治療室のカメラ映像や患者のバイタル情報が医局の大型モニターに配信・表示されるなど、



手術室

Innovation」です。

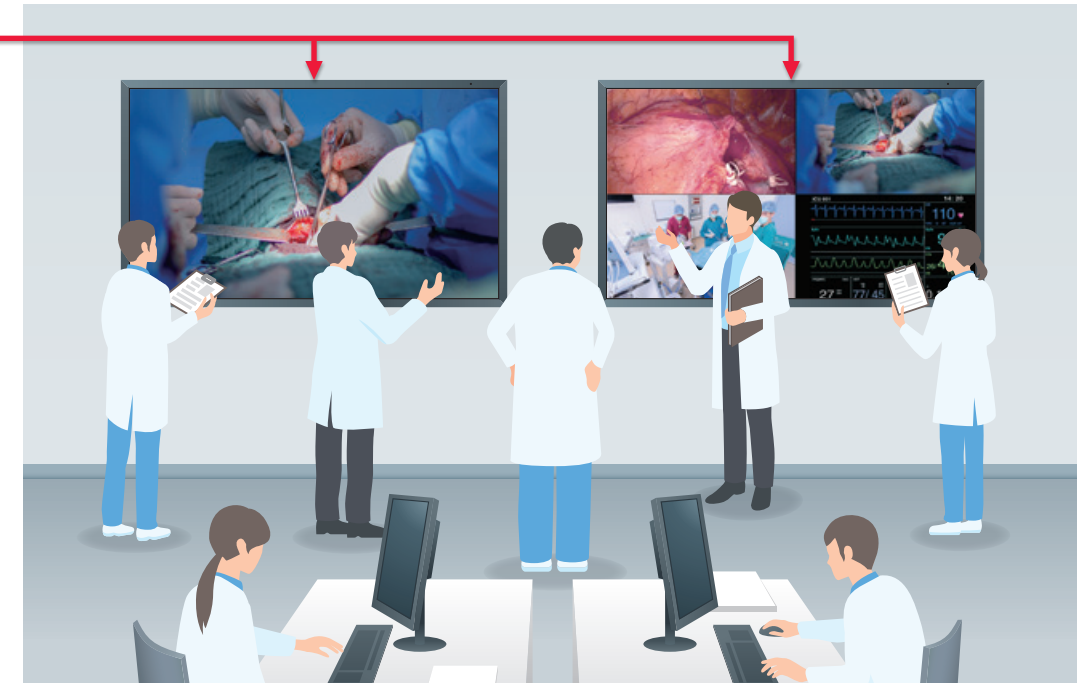
映像情報はあらゆる場所に繋がっています。

このような映像環境は病院ごとに異なり、ご要望も多様です。

当社はグループ内で撮影機器から記録・配信システム、表示機器までの一貫した映像環境を構築できる強みを活かし、ご要望に沿った最適な映像環境ソ

リューションをご提案することにより、病院内の業務の効率や精度の向上、安全・安心の確保を実現しています。

今後は、このImaging Chainをヘルスケア市場に加えて様々な市場に活かすことで、更なる事業の拡大に繋げてまいります。



医療
スタッフ
待機室

株主総会会場ご案内図



会場 **白山市松任学習センター
1階 コンサートホール**
石川県白山市古城町305番地
【電話】 076-274-5411

交通のご案内 ▶ **電車をご利用の方**
JR北陸本線「松任」駅 下車
南口 ➡ 徒歩 約3分

▶ **バスをご利用の方**
北鉄バス「松任」経由の
路線バスをご利用ください。
「松任」停留所 ➡ 徒歩 約2分

お願い

※当日は駐車場の混雑が予想されますので、上記の公共交通機関のご利用をお勧めいたします。

※当センターの駐車場の台数には限りがありますので、お車でご来場の場合は、なるべく松任駅南複合型立体駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。その際は駐車券を株主総会会場までお持ちください。

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会 毎年6月中
基準日 定時株主総会 毎年3月31日
期末配当 毎年3月31日
中間配当 毎年9月30日
そのほか必要があるときは、あらかじめ
公告して定めた日

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関
(郵便物送付先)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) ☎ 0120-782-031
公 告 の 方 法 当社ウェブサイトに掲載する
<https://www.eizo.co.jp/>
上 場 金 融 商 品 取 引 所 東京証券取引所

EIZO株式会社

〒924-8566 石川県白山市下柏野町153番地
【電話】 076-275-4121
<https://www.eizo.co.jp/>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。